

## 「核兵器禁止条約」を吟味する(5)

平和と安全を求める被爆者たちの会: 2021/03/03

核兵器禁止条約に、このシリーズの「(4)」以降に3ヶ国加わって、54 になった。

存在地域	加盟国名	略人口	一帯 一路 締結	香港 民主 支持	香港 弾圧 支持	ウイグ ル弾圧 支持	ウイグ ル弾圧 反対	中国軍 軍事拠点
アジア	カンボジア	1630万	●		◆	◆		
アジア	フィリピン	1億98万	●			◆		△
島嶼(アフリカ)	コモロ	85万1千			◆	◆		

相変わらず、特記するような国が無いので、評価はない。(親中国が多く、核と無縁の国)

▼今回のお題は、(1)「“話し合い”で領土を失ったフィリピンの失敗」と(2)「核兵器禁止条約の誤解(広島市平和の推進に関する条例素案と、核兵器禁止条約は対立!)

▼では、「フィリピン vs 中国」

??上の表で、フィリピンに「中国軍・軍事拠点」に△が付いているけど??→それが肝!

フィリピンの西、「スカボロー礁(環礁)」がある。何百年もフィリピンが漁場に利用。中国も蒋介石時代に領有主張するも実効性無し。最近の中国の海洋軍事拡大で、漁船や公船同士の衝突が発生。(明治時代に外国の異論なく占守権によって領土に組み込み、戦前まで人が住んでいた尖閣諸島とは違う)フィリピンは1999年に正式領土化。でもフィリピン漁船は排除されて行く。拿捕などで臨んだが、2012年、フィリピン海軍と中国監視船が、中国漁船を巡って「睨みあい」を続ける事件発生。そこで・



内海面積：約150km<sup>2</sup>

◎2013年1月、アキノ政権が、常設仲裁裁判所に仲裁裁定の申し立て。

(中国は反発。この前後の期間にもスカボロー礁の軍事拠点化の建設資材投入などを継続)

◎2016年7月、仲裁裁判所は「スカボロー礁は国連海洋法条約のいう“岩”であって、領海・EEZは認めない。中国はフィリピンの漁業権を侵害」と裁定した。

例によって、中国は裁定を無視!(注:中国も国連海洋法条約に加盟している)

■外務省:「裁定は無効。拘束力無し。中国の権利を侵害」、外相:「法の皮を被った政治的茶番」元国務委員(副首相級):「ただの紙くず」→そして仲裁委にも批判国にも圧力、裁定無力化国際工作、軍事演習、人工島造成促進、人工島滑走路で航空機離着陸試験公開・etc. フィリピン(ドゥテルテ政権)は

◎2016年10月、中国と「当事者同士で“話し合い”」に訪中→その結果は??

■「裁定は棚上げ」「フィリピンは米国と決別」宣言「中国はフィリピンの漁業を許可する」→中国の「棚上げ」とは軍事進攻開始の意味

「決別」は、アキノ政権時代に米国軍の再展開を凶ったが、それを覆したドゥテルテ氏には、後ろ盾がない。中国が「漁業許可」を出す意味は、海域全体の管轄・支配権を中国が握ること。

**教訓!** 強大国の専横に、弱小国が「二国間の話し合い」では、国際法秩序を破壊する。無理が通って道理は霧散。フィリピンは2019年の国連総会「ウイグル人権」でも中国支持国に名を連ねるようになった。一つを譲れば、次々と! **尖閣諸島もこの手練手管に警戒を!**

ではお題（2）「核兵器禁止条約」（以後「核禁条約」）の誤解（広島市平和の推進に関する条例素案と、核兵器禁止条約は対立！）を始めよう。

① 「核禁条約」は正当な武力紛争を認めている。

根拠は“国連憲章”と“国際人道法の体系”＜1949年8月12日のジュネーブ条約（4つ）と追加議定書（2つ）が代表＞などにある。下表：「核禁条約」の法理（左）と解説

<p><b>「核禁条約」前文記述箇所の要点解釈</b></p> <p>国際人道法などの国際法を基礎にすれば、武力紛争の当事者が戦時に取れる手段に制限がある。区別（攻撃対象の分別）があり、無差別、過剰攻撃、予防攻撃、過度な苦痛を起こす兵器の使用、は人道法の原則に反する。核兵器を使用した結果は、この原則から外れるから、全廃こそが人道法の原則に叶う唯一の方法である。</p> <p>（よって、本条約は武力紛争を否定しない）</p>	<p><b>解説（朱記部分が「認められた紛争」）</b></p> <p>第一追加議定書 35 条の「戦闘の方法」によって左記の制限事項を明記。</p> <p>第 1 条 4 は「人民が自決の権利を行使して」行う「<b>植民地支配、外国による占領、人種差別に対して行う武力紛争</b>」でも、この規定（紛争犠牲者の保護）を遵守せよ。</p>
---	---

② 「広島市平和の推進に関する条例素案」には法理が不明で「核禁条約」に違背する。

<p><b>条例素案の対象箇所</b></p> <p>第 2 条：「平和」とは、世界中の核兵器が廃絶され、かつ、戦争その他の武力紛争がない状態</p> <p>第 5 条：市民は、本市の平和の推進に関する施策に協力するとともに・・・</p>	<p><b>条例素案のイミフな内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大量破壊兵器には「核」以外に多数ある。「核」も含めて各々、禁止や法理の抑制あるが、<b>広島市が核だけを特別視</b>する理由は？</li> <li>・<b>化学兵器など、他の大量破壊兵器被害者は視野にない？</b></li> <li>・最近の中印間で死者の出た「<b>棍棒殴り合い</b>」は紛争ではない？</li> <li>・中国の尖閣への侵攻は、<b>フィリピンを模範にせよと？</b></li> <li>・市民は国際法で認められている「<b>占領</b>」の排撃も止めよと？</li> </ul>
---	--

▼この「平和の定義」は、感傷的なような気がする。国際法的に合理的説明が出来ないままで、ドヤ顔されても、恥じ入るのだが・・・

▼フィリピンの事例を見れば、日米安保を傷つける「核禁条約」は危うい。因みに、「裁定」で「国際社会」は中国に対決した。**声援だけ**ネ。それすら個別粉碎された国もかなりある。

▼**広島は別の現実にも目を向けて欲しい。中国は「海警法」で武器使用の威嚇をし、国防省は3月1日に「尖閣は固有の領土であり、進入は正当行為で、これからも常態化させる」と公式表明した。・・・広島はこれをどうするの？ “安全保障は国の問題だ”と逃げるな！**  
**2016年には「琉球は日本ではない。返還するのは当然だ」とも環球時報が報じた・・・**

————— 以下おまけ（やや古いデータ）尖閣大変、海保船で勝負になるか？ —————



2011年海監 50



▲1,000トン型巡視船「えさん」（昭和53年11月竣工）

左から、中国（尖閣用）：3300トン、海保：1000トン  
 寸法はほぼ同じ。何故か・・・  
 中国艦は「軍艦」構造、海保艦は普通の船。  
 軍艦は防弾で「内部が区画」され、浸水防止できる構造。海保艦は銃撃でも損傷する。2001年の「北朝鮮不審船」事件を想起。尖閣任務は、日本漁船の防護←**声援だけでは可哀想！**